

志木市立宗岡第二小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、どの子どもにも起こり得る」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童が主体となって、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (3) いじめの早期発見のために、さまざまな措置を迅速に講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、児童への適切な指導と保護者への支援・助言を組織的に対応する。
- (5) 学校、教育委員会、保護者及び関係機関が連携して対応する。

2 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、国、県及び市の基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する。(法第13条)。
- (2) 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な取組みの内容等について定める。
- (3) 学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

3 いじめ根絶に向けた年間行事計画の策定

学校基本方針に基づく、実効的で検証可能な年間計画を作成する。

4 いじめ防止等に取り組む校内組織の設置

- (1) 学校は、いじめ防止等を実効的に取り組むため、管理職、教職員や必要に応じて相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により構成される校内組織を設置する。(法第22条)。
- (2) この校内組織は、管理職以下、全教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携し、いじめを根絶させる中核となる役割を担う。
- (3) この校内組織の具体的な取組みは、次のとおりである。
 - ① 学校基本方針に基づく取組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正。
 - ② いじめの相談・通報の窓口。
 - ③ いじめの疑いに関する情報の共有や子どもの問題行動などに係る情報の収集と

いじめの未然防止。

- ④ いじめ事象に関係のある子どもへの事実関係の聴取、共通理解に基づく指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者、関係機関との連携。

5 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① いじめゼロ運動

いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

- ② ありがとう週間

関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に伝えようとする心情を高めるために、毎月3日～9日の1週間程度設定する。

- ③ 道徳の日

毎月19日を自己肯定感を育てる日（道徳の日）として位置づけ、道徳ノートを活用して心と心の連携を図る。

- ④ いじめを許さない学級をつくる。

子ども一人ひとりを大切にしたい指導を展開し、子どもたちが主体的にいじめの未然防止に取り組む学級を経営するために、次のことを実践する。

ア 話し合いなどを通して、子どもがいじめについて考えること。

イ 見て見ぬふりをしないよう指導すること。

ウ 自らの意志によって、行動がとれるように指導すること。

エ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示すこと。

オ 道徳教育の充実を図ること。

カ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築くこと。

キ 学校・学年行事等を通して、学級の連帯感を育てること。

(2) 児童が主体となって、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

- ① 豊かな心をはぐくむ道徳教育を充実させる。

あらゆる教育活動を通じて、子どもの豊かな情操と道徳心を培うため、全教職員の共通理解のもと道徳教育及び体験活動を充実させる。

- ② 互いに尊重し合う意識を高める人権教育を推進する。

自分や他の人の個性や生命を大切にする気持ちを養い、人権を尊重する教育を推進する。

- ③ 学ぶ喜びを味わう学習指導を実践する。

子どもが主体的に考え、判断し、表現する学習を通して、子どもが学ぶ喜びを味わうことのできる授業を展開する。

- ④ 子どもの主体的な活動に基づく児童会活動を推進する。

児童会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する。

- ⑤ 家庭、地域との連携強化を図る。

学校応援団、PTA、地域や関係団体との連携をさらに推進する。

6 いじめの早期発見のための取組

- (1) 日常的に子どもの様子や行動を観察し、また、教育相談を行い、保護者と連携を図りながら、変化の把握に努める。
- (2) いじめの実態を適切に把握するため、アンケートの使用、児童との面談による定期的な調査により早期発見に努める。
- (3) 児童及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

7 いじめの対処のための取組

- (1) いじめを受けた子どもに対する支援、並びにその保護者に対する情報提供と支援を行う。
- (2) いじめを行った子どもに対する指導、並びにその保護者に対する助言を行う。
- (3) 周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子ども等、傍観者は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる指導を行う。
- (4) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員及び養護教諭と連携を取りながら支援する。
- (5) インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、学校全体での指導と直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、教育委員会その他の関係機関等の協力や援助を求める。

8 関係機関と連携した取組

いじめの要因は様々であることから、志木市立教育サポートセンター、子育て支援課、福祉課、児童相談所および警察等との情報共有と行動連携を継続的に行う。

9 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

10 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。